

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 平成二十七年三月三十一日までの間における第二条及び第二条の三の規定の適用については、第二条第一号中「行う者」とあるのは「行う者（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（第二条の三第一号において「特定被災地方公共団体」という。）である市町村から東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第二条の三第一号において同じ。）により特に必要となった一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、附則第四項第一号イからニまでのいずれにも該当する者を含む。）」と、第二条の三第一号中「行う者」とあるのは「行う者（特定被災地方公共団体である市町村から東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処分（再生を含む。）の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分（再生を含む。）を業として行うを業として行う者であつて、附則第四項第一号イから</p>	<p>附則</p> <p>2 平成二十六年三月三十一日までの間における第二条及び第二条の三の規定の適用については、第二条第一号中「行う者」とあるのは「行う者（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（第二条の三第一号において「特定被災地方公共団体」という。）である市町村から東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第二条の三第一号において同じ。）により特に必要となった一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、附則第四項第一号イからニまでのいずれにも該当する者を含む。）」と、第二条の三第一号中「行う者」とあるのは「行う者（特定被災地方公共団体である市町村から東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処分（再生を含む。）の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分（再生を含む。）を業として行うを業として行う者であつて、附則第四項第一号イから</p>

ニまでのいずれにも該当する者を含む。「とする。

ニまでのいずれにも該当する者を含む。「とする。